

いわゆる「間接被害」に関する判決の例

番号	類型	判決	事案の内容	判示部分
1	「特別損害」に該当する上、「予見可能性」がないから、「相当因果関係」がないとされた事例	東京地裁 H22.9.29(判例時報2095号55頁)	被告の船舶航行中に送電線を切断したため、電力会社からの送電が停止し、原告会社の列車の運行が一時不能になったとして、運賃の払戻費用等の損害を請求した事案	<p>「しかし、本件において原告は、A電力から電気の供給を受けるという債権を侵害されたのはもとより、正常な列車運行という営業権ないしは営業的利益をも侵害されたことが認められるのであって、本件のような場合において加害者の故意が要求されるものとは解されず、被告の主張は採用できない。」</p> <p>「本件事故から生じる損害は、本件事故以外の諸種の要因と結びつくことにより、連鎖的に無限に拡大する可能性があることから、(中略)賠償を要する損害の範囲の認定にあたっては、加害者と被害者の利害を調整する見地から、民法416条を類推適用」する</p> <p>「電気事業者であるA電力から送電を受けていた別事業者である原告が被った損害については、二次的に発生したものであり、損害主体が異なる上、本件事故以外の諸種の要因と結びついた特別の事情(括弧内省略)により生じたものと解されるから、相当因果関係の有無の判断にあたっては、被告の従業員らにその予見可能性を肯定できるかが問題となる。」</p> <p>「現代社会において、電力は、国民の日常生活や、経済活動等に不可欠なものであり、公共事業である電気事業者から電気の供給を受けている電力需要家は、多種多様かつ無数に存在している。したがって、一旦、電気の供給が停止されると、それらの電力需要家に生じる影響は、非常に広範囲なものとなり、しかも連鎖的に無限に拡大し得る。このような場合において、加害者に故意が認められる場合は別として、加害者が、停電により影響が及ぶ可能性をごく抽象的にでも認識可能であれば、そのすべての損害について予見可能性があったとされるならば、損害賠償の範囲は不当に拡大し、加害者にとって酷な結果をもたらすことになる。したがって、本件のような過失による事故を起因とする公共事業の遂行停止に伴う、いわゆる二次的損害の賠償の要否を判断する際には、上記のような特殊性も考慮に入れて、その相当性を慎重に検討する必要がある。」</p> <p>「一般に、送電線が切断された場合に、常に停電が生じるわけではない。(中略)また、一般に、送電線が切断された場合に、常に鉄道事業者に対する送電が停止され、直ちに列車運行が不能になるというわけでもない。本件の送電線が切断されることによって、原告に対する送電が停止され、正常な列車運行ができなくなることについて、当然に被告の従業員らにおいて予見が可能であったとまではいえない。」</p>
2	「特別損害」に該当する上、「予見可能性」がないから、「相当因果関係」がないとされた事例	宮崎地裁 H22.3.12(判例時報2080号111頁)	貨物船が漁船に衝突して同船を沈没させた海難事故につき、乗船していた漁師やカメラマンに加え、同カメラマンの雇用主である映像制作会社が営業損害等を請求した事案	<p>「(2)逸失利益 原告会社は、(1)本件事故日である平成19年2月9日から原告丙川が宮大病院を退院した同月16日までの7日間、業務を行うことができなかったとして、同期間中に得られたはずの収入256万0116円に加え、(2)原告丙川の休業のため、依頼を受けることのできなかった14本の撮影による収入合計175万円を、本件事故による損害として主張する。しかしながら、漁船が衝突事故により沈没した場合に、当該漁船に漁師ではない乗員が搭乗しており、同人を被用者とする企業に業務停止や営業機会の喪失による損失が生じることは、事故によって通常生ずべき損害であるとは認められないから、原告会社の主張する上記損害は特別損害にあたるものというべきである。そして、本件全証拠によっても、被告が原告会社の主張する上記各損害の発生を予見し、あるいは予見可能であったとは認めるに足りないから、原告会社の主張する上記各損害は本件事故と相当因果関係のある損害ということではできず、原告会社の上記主張はいずれも理由がない。</p> <p>(3)外注費 原告会社は、原告丙川の休業中、代替要員としてカメラマンを1名外注することを余儀なくされたとして、その費用168万7500円を損害として主張する。しかしながら、原告会社の主張する上記損害も特別損害に該当するというべきところ、本件全証拠によっても、被告が原告会社の主張する上記損害の発生を予見し、あるいは予見可能であったとまでは認められないから、原告会社の主張する上記損害は本件事故と相当因果関係のある損害ということではできない。したがって、原告会社の上記主張は理由がない。</p> <p>(4)搜索費用 原告会社は、原告丙川の搜索のために原告会社が支出した10万6859円を、本件事故による損害として主張するが、しかしながら、このような費用は、本件事故とは相当因果関係を有するものとは認められず、被告らに負担させるべき損害とはいえない。したがって、原告会社の上記主張は採用することはできない。」</p>
3	「間接被害者」は、「経済的に一体」をなすなどの場合しか賠償請求はできないとされた事例	東京地裁 H21.10.6(判例タイムズ1329号92頁)・・・控訴審は原告の請求を全面棄却	強姦罪の被疑事実で逮捕・勾留され不起訴処分を受けた者及び同人が代表取締役を務める企業が、逮捕・勾留が違法であったとして、国及び都に対し、営業損害等を請求した事案	<p>「原告甲野は、平成17年2月15日には身柄を釈放すべきであったというべきであるから、同日以降、同月18日に本件勾留請求を却下する旨の準抗告の決定により釈放されるまでの4日間にわたり勾留を継続されたことに違法があるというべきところ、かかる身柄拘束期間に加え、本件被疑事件の性質、捜査の違法性の程度、その他本件に表れた一切の事情を考慮すると、原告甲野が違法な勾留の継続により被った精神的苦痛を慰謝するに足りる相当の金額は、50万円と認められる。また、上記慰謝料額等を考慮すると、本件における違法な身柄拘束と相当因果関係のある弁護士費用は、5万円と認められる。」</p> <p>「これに対し、原告会社は、違法に身柄拘束を継続された原告甲野が代表取締役を務める会社であって、いわゆる間接被害者にとどまるところ、本件においては、原告甲野と原告会社とが経済的に一体をなすなどの事実関係の存在を認めるに足りる証拠はないから、原告甲野とは別に原告会社も損害賠償請求権を有するものということではできない。したがって、原告会社の被告らに対する請求は、その余の点を検討するまでもなく理由がない。」</p>

いわゆる「間接被害」に関する判決の例

4	「注意義務違反」がない上、「相当因果関係」もないとされた事例	東京地裁 H20.7.7(交通事故民事裁判例集41巻4号908頁)	交通事故の事案で、被害者と共にその前方を自転車で行っていた実子が、自己の慰謝料のほか休業損害等を請求した事案	<p>「原告甲野花子は、上記の休業損害等の財産上の損害は、間接損害ではなく、直接損害であるとして、損害賠償を請求している。しかしながら、本件において、被告の丙川竹男に対する注意義務違反は認められるものの、原告甲野花子との関係において、不法行為を構成するような被告の注意義務違反は認めることができず、また、丙川竹男に対する加害行為及び被告車両の運行と、その後原告甲野花子に現れた症状、及びこれに伴い生じた財産上の損害との間に、いわゆる事実的因果関係は認められるとしても、相当因果関係があるとまで認めることはできない。</p> <p>なお、原告甲野花子は、弁護士との打合せのための交通費や裁判所までの交通費についても損害賠償を求めているが、これらについては本件事故との間に相当因果関係は認められない。」</p>
5	「企業固有」の損害は、①「経済的一体性」の観点からも、②「相当因果関係」の観点からも認められないとされた事例	東京地裁 H20.2.28(判例時報2014号88頁)	交通事故の事案で、被害者が取締役を務めている企業が、アルバイト雇用等の追加的経費等を請求した事案	<p>「原告会社は、原告会社の取締役である原告甲野が本件事故による受傷のため稼働できなかったことにより、アルバイトの臨時雇用費等の損害が発生したとして、その損害の賠償を請求しているものであるところ、個人の人身事故により企業固有の損害が生じたとして、企業が加害者に対しその損害の賠償を請求するためには、企業の損害が個人の損害と等価値であると認められる程度に企業と個人の間に経済的一体性が認められることが必要であるというべきである。</p> <p>これを本件について見るに、原告甲野は原告会社の取締役ではあるものの、原告会社の代表者は原告甲野の母親であり、かつ、同人が現実に稼働していること、原告甲野の業務は衣装の運搬等の代替性のある業務であり、現に原告甲野が休業中には臨時雇用等により業務を遂行していたことなど(略)を考慮すると、原告会社の損害が原告甲野の損害と等価値であると認められる程度に原告会社と原告甲野との間に経済的一体性があるということとはできない。</p> <p>また、原告会社は、原告甲野の休業中の給与を支給していないことから、原告会社が請求している損害は、原告甲野の休業損害と重複しており、損害は発生していないとの評価も可能であり、さらに、前記認定のとおり、原告甲野の受傷の程度及び治療経過からして、本件事故と原告会社の損害との間の相当因果関係の存在にも疑問がある。</p> <p>以上のとおり、原告会社の請求は、経済的一体性の観点からしても、相当因果関係の観点からしても、これを認めることはできない。」</p>
6	いわゆる 個人会社 の企業損害(追加費用)につき、「相当因果関係」を認めた事例	名古屋地裁 H19.10.26(交通事故民事裁判例集40巻5号1386頁)	交通事故の事案で、代表者が負傷したため、営業活動に支障を生じたとして企業が営業損害等を請求した事案	<p>「原告Xは、昭和56年ころから空調設備業に就き、平成14年8月23日、原告Xが全額を出資して、空調設備業を行う原告会社を設立した。原告会社において、原告Xが代表取締役であり、原告Xの妻である甲野花子(以下「花子」という。)とその母の二人が取締役となっているが、実際に原告会社の業務に従事しているのは原告Xと花子の二人のみであって、他に常時雇用している従業員はいない。原告会社の主な業務は、(1)空調設備工事の依頼者との打ち合わせと工事費用の見積り、(2)工事現場の調査、(3)空調用ダクトの図面の作成、(4)空調用ダクトの製作、(5)空調用ダクトの取替・取付工事、(6)経理等に区分できるが、この内、(1)、(2)、(3)は専ら原告Xが行っており、(4)、(5)については、主に原告Xが行って、これを花子が補助しており、(6)については花子が行っている。」</p> <p>「原告Xは、本件事故により受傷したため、治療にあたった医師から平成17年6月までの現場作業を禁止されたこと、そのため、原告会社としては、受注していた工事について、本来原告Xが行うはずであった現場作業の遂行を、乙川を通じ、丙山に依頼したこと、原告会社は、丙山が、平成17年3月26日から同年6月25日までの間、上記依頼にかかる作業を行った対価として、丙山に対し、乙川を通じ、合計63万0900円を支払ったことが認められる。上記の支出は、本件事故により原告Xが受傷した結果、原告会社が支払うことを余儀なくされた支出であって、本件事故との間に相当因果関係を認めることができる。」</p>
7	「 再間接被害者 」の損害は「 相当因果関係 」がなく、「 間接被害者 」の損害は「 例外的に短期間の損害 」についてのみ「 相当因果関係 」が認められるとされた事例	東京地裁 H17.6.21(交通事故民事裁判例集38巻3号818頁)	交通事故の事案で、親が死亡したため、親に手伝って貰っていた子の執筆活動や当該子が役員を務める会社の業務に損害が生じたとして、当該子及び当該会社が営業損害等を請求した事案	<p>「本件事故の直接被害者は故梅子であり、原告甲野は間接被害者というべきであるところ、原告らの主張によっても、原告会社は、原告甲野の執筆・構成・企画等の活動に基づく収入を原告会社の収入とする形式をとっているものであるから、原告会社は、再間接被害者というべきであり、原告会社の企業損害を本件事故と相当因果関係ある損害ということとはできない。</p> <p>なお、原告らは、予備的主張として、形式的には原告会社の収入となるとしても、その実質は原告甲野個人の損害と評価し得るものであることを前提に、原告会社の損害として認められない場合には、原告甲野の損害である旨主張するので、この点について判断する。仮に、本件事故による影響で、原告甲野が仕事を減少させた事実があったとしても、原則的に間接被害者の損害として損害賠償の対象とならないが、例外的に本件事故と相当因果関係ある損害として認め得るのは、本件事故直後の期間(せいぜい1~2週間)において、葬儀に出席又は関与する等の事情から延期又は中止せざるを得なかった仕事の範囲にとどまると解するのが相当であり、これを超える部分については、予見可能な損害の範囲を逸脱していると言わざるを得ない。」</p>

8	<p>会社の売上減は本件事故と「相当因果関係」があるとされた事例</p>	<p>広島地裁 S55.1.24(交通事故民事裁判例集13巻1号112頁)</p>	<p>交通事故の事案で、代表者が負傷したため、営業活動に支障を生じたとして企業が営業損害等を請求した事案</p>	<p>「次に原告会社はその余の逸失利益として、原告会社代表者Aが本件事故により負傷し会社の業務ができなくなつたことにより、会社の売上げが減少したため112万7150円の得べかりし利益を失つたことになると主張する。そこで右の点につき検討するに、原告会社代表者A本人尋問の結果、および右結果により成立の認められる甲第7号証ならびに弁論の全趣旨によれば、原告会社は、代表者社長A以外男性4名、女性3名の従業員によつて営業を行つている小企業であり、原告会社代表者A個人の働きが、同会社の営業実績のうち、平均約3割を占めていること、そして本件事故3ヶ月間(昭和53年2月から4月まで)における同人の1ヶ月平均売上額は333万0133円であることを認めることができ、右認定に反する証拠はないところ、同人が入院した期間24日間は同人の働きがなかつたのであるから、その間の売上減は本件事故により直接蒙つた原告会社の売上減と推定される。しかして、右売上げに対する利益率は前認定のとおり3割であるから、右売上減によつて原告会社の失つた得べかりし利益は79万9231円ということになる。しかし前認定のとおり、原告会社代表者の入院期間中、原告会社としては、同代表者に支給すべき役員報酬48万円の支出を免れたわけであるから、差引原告会社の失つた得べかりし利益は31万9231円と認めるのが相当である。」</p>	
9	<p>「代替性の不存在」は「相当因果関係」の判断基準とならない。「特段の事情」(経済的一体性等)がない限り、「予見可能性」はないとされた事例</p>	<p>東京高裁 S54.4.17(判例時報929号77頁)・・・最高裁も高裁判決の結論を是認(上告棄却)</p>	<p>交通事故の事案で、負傷被害者がベテラン従業員であった企業が同人の休業期間中の営業損害等を請求した事案</p>	<p>「(一) 事業の経営者は、通常、事業に従事する者が不時の災害を受けても営業に支障を生じないようあらかじめ担当者の配置換、あるいは後任者の養成など種々対応策を講じておくべきであり、その事業または従業員の種類が特殊の高度な専門的知識や長年の経験を要する場合において、経営者がその従業員により継続的な営業を維持しようとするときは、なおさら右の要請は強いといえるのであり、事業はその従業員が余人をもって代え難い者であればある程その者の事故に伴ない停滞し、あるいは困難となる危険が大きい、その危険の除去は、その危険があるのにそのような継続的な事業をしようとする経営者の責任であるといふべきである。したがって、本件において、『企業の従業員としての代替性がないこと』をもって相当因果関係存在の一つの判断基準とするのは相当ではない。また、経営者がこの点につき万全の方策を講ずるかぎり、従業員が事故により事業に従事できなくなつても、右方策に従ひ直ちに他の者を補充し事業に支障を生じさせないことができるから、経営者がその対応策を講ずることを怠り、従業員が交通事故で従事できなくなり事業上の損害を生じたとしても、そのような損害は交通事故の加害者において一般に通常予見可能であつたといふことのできる損害とは認め難いといわなければならない。したがって被控訴人の主張する営業上の損害は、一般の社会通念からみれば、他に特段の事情の認められない限り、本件Aの受傷事故から通常生ずべき損害とは認められないといふべきである。</p> <p>(二) そこで、本件において、特段の事情があるかについて検討する。(1) 前記1認定の事実によると、Aが淡路島担当地区の医薬品配販販売員として高度に熟練した販売技術を有しており、本件事故当時に直ちに同等の能力を有する後任者の補充は事実上困難であつたといはれるけれども、Aと被控訴人とは別個の自然人で形式上も実質上も別個の人格を有するものであるのみならず、前記1認定の事実によると、Aは被控訴人と別個の経済生活を有し、営業に関しても、その収入を峻別して混同しておらず、Aの休業補償と被控訴人の営業上の損害とはその性質、内容はもとより実質上の帰属主体をも異にするものであつて、Aと被控訴人との間には経済的一体性を肯認することもできない。(2) (中略)、他に被控訴人の営業上の損失を賠償させるべきであるとするような特段の事情も存在しない。」</p>	
10	<p>「直接の被害を受けた者」が「これと経済的に一体の関係にある者」しか賠償請求はできないとされた事例</p>	<p>東京地裁 S51.1.30(交通事故民事裁判例集9巻1号149頁)</p>	<p>交通事故の事案で、キックボクサーが負傷したため、予定していた試合を実施できなかった興業主が営業損害等を請求した事案</p>	<p>「原告会社は、原告Xの負傷により、原告会社がローカル興業主との間で締結していたキックボクシング興業を実施することができなくなり契約解消となり損害を受けたと主張し、右損害は本件事故と因果関係を有する旨主張するので判断する。(中略)を総合すると、原告会社はプロボクシング、プロキックボクシングの興業、選手育成等のプロボクシング、プロキックボクシングの興業に関するすべての業務を内容とする株式会社であるが、昭和47年5月頃キックボクサーである原告Xとの間で前判示内容の専属興業出演契約を締結し、メインイベンターであるA選手や、前座選手、レフリーらを一体として一興業毎にローカル興業主に約250万円位で興業を売却し、これら出場選手レフリーらに出演料を支払い諸経費を支払つて残額を収益として利益を得ていたこと、原告Xも原告会社との専属興業出演契約により主としてメインイベンターとして右興業に参加していたところ本件事故により昭和48年3月25日から10カ月間キックボクサーとしての労働能力の100%を喪失したことが認められ、これにより原告会社が何らかの損害を受けたであろうことは容易に推認できる。</p> <p>しかしながら交通事故による損害賠償請求権の主体となり得るのは交通事故により直接の被害を受けたものかまたはこれと経済的に一体の関係にある者に限ると考えるのが相当であり、右認定事実によると原告会社と原告Xとは右契約上の当事者たる関係にとどまりいまだ経済的に一体の関係にある者とは判断できないので原告会社の本訴請求はその余の点について判断するまでもなく理由がない。」</p>	
11	<p>「代替性」がなく、「経済的に一体をなす関係」が認められる以上、「相当因果関係」を認め、「形式上間接の被害者」でも賠償請求できるとされた事例</p>	<p>最高裁 (二)S43.11.15(民集22巻12号2614頁)</p>	<p>交通事故の事案で、負傷被害者が唯一の取締役であった企業が同人の休業期間中の営業損害等を請求した事案</p>	<p>「被告会社は法人とは名ばかりの、俗にいう個人会社であり、その実権は従前同様A個人に集中して、同人には被告会社の機関としての代替性がなく、経済的に同人と被告会社とは一体をなす関係にあるものと認められるのであつて、かかる原審認定の事実関係のもとにおいては、原審が、上告人のAIに対する加害行為と同人の受傷による被告会社の利益の逸失との間に相当因果関係の存することを認め、形式上間接の被害者たる被告会社の本訴請求を認容しうべきものとした判断は、正当である。」</p> <p>(注) 同判決の調査官解説 「いわゆる『企業損害』について、従前の裁判例が示した基本的な法律構成は、1の東高判の『第三者による債権侵害』説と、2の福高判および3の東京地判の『相当因果関係』説とに分けることができよう。前者については、(中略)最高裁のとる見解と異なる、本判決は「いちおう、『相当因果関係』説をとるよう見えるが、賠償額の範囲の問題としての相当因果関係をいうものと見る余地もないではない。」「例外的に『企業損害』の認められるべき類型を把握するための指標としては、倉田説の提唱する『経済的同一体』の関係という概念がより適切であろうと思われる。(中略)本判決は、この先例を踏まえたうえで、倉田論文の提唱するところを採用したものと解される。」</p>	